

1. 件名：新規制基準適合性審査への対応について（高浜設置許可（警報無し津波）、高浜保安規定（新規制基準対応））
2. 日時：令和元年10月15日 12時05分～12時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、藤原主任安全審査官、御器谷主任安全審査官、柏木安全審査官、寺野安全審査官、西内安全審査専門職、府川審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力安全部長 他26名

5. 要旨

- (1) 関西電力株式会社から、本日の審査会合（第784回 公開会合）において議論された事項について確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえた説明資料の作成を依頼するとともに、引き続き確認を行うこととした。

<津波警報が発表されない可能性のある津波への対応について>

- ① 設置許可基準規則第5条（津波による損傷の防止）への基準適合上の位置付け
 - ・運用が外郭防護、内郭防護、水位低下時の取水性にもたらす効果を踏まえた基準適合上の要否
 - ・運用のうちトリガーとなる検知に係る設備の基本設計ないし基本的設計方針の記載の要否
- ② 運用のために必要となる設備の規制基準適合上の設計方針
 - ・運用における手順、運用のために必要な設備の明確化
 - ・運用のために必要な設備について、設置許可基準規則の適合条文及び設計方針（特に耐震性、信頼性に係る設計方針）
- ③ 運用の実現可能性
 - ・トリガーの妥当性（設定の根拠及び網羅性）
 - ・運用の成立性（各手順の所要時間の根拠及び余裕時間の考え方）
- ④ 基準津波の策定及び入力津波の設定に係る評価の妥当性
 - ・評価条件に係る既許認可との相違点及びその根拠
 - ・基準津波1及び基準津波2と基準津波3との評価条件の相違への対応要否

具体的には以下のとおり

- 申請概要資料に申請書に記載のない事項が記載されているが、本来は申請書の記載範囲で説明すべきもの。今後の審査においては誤解を与えないよう留意すること。

- 基準津波3について、防潮ゲート閉止を前提に評価しているが、取水性への影響等について、具体的な影響を確認した上で、津波防護対策の妥当性について審議することが必要と考える。したがって、防潮ゲート開の場合の津波シミュレーション結果を示すこと。
- 運用におけるトリガーとなる津波の検知に係る部分については、既許可の津波警報の発表ではなく、事業者による津波の観測結果に基づく運用となることから、運用に当たっての具体的な手順、運用を成立させるために必要な設備の明確化及び設置許可基準規則への適合性に関する説明について、申請書に記載すべきか検討すること。
- 基準津波3の波源として選定した海底地すべりの抽出過程及び選定の際に用いた判断基準と、通常の潮汐とは異なる水位変動との関係を整理して説明すること。
- 基準津波1、基準津波2及び基準津波3の評価において、前提条件等に差異があるが、この妥当性について説明すること（基準津波3選定の前提としている取水路防潮ゲート開閉条件の保守性（これ以外に検討すべきケースがないか）について説明すること）。
- 基準津波1及び基準津波2の評価水位は、既許可における評価水位から変更ないが、今回の計算条件を踏まえた評価の要否について説明すること。
- 敷地外における津波検知のための対応の要否について説明すること。

<高浜発電所の保安規定変更認可について>

- 重大事故等対処施設の使用を開始するに当たり、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施することとしているが、実施する時期及び訓練の結果が良好でない場合の対応について説明すること。

(2) 関西電力株式会社から、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

提出資料なし

以上